

こころ医療福祉専門学校  
学 校 学 校 則

令和 6 年 4 月 1 日 改定

# こころ医療福祉専門学校学則

2006年(平成18年)	4月	1日	制定
2007年(平成19年)	4月	1日	改定
2008年(平成20年)	4月	1日	改定
2009年(平成21年)	4月	1日	改定
2010年(平成22年)	4月	1日	改定
2011年(平成23年)	4月	1日	改定
2012年(平成24年)	4月	1日	改定
2013年(平成25年)	4月	1日	改定
2014年(平成26年)	4月	1日	改定
2014年(平成26年)	7月	1日	改定
2015年(平成27年)	4月	1日	改定
2016年(平成28年)	4月	1日	改定
2017年(平成29年)	4月	1日	改定
2018年(平成30年)	4月	1日	改定
2020年(令和 2年)	4月	1日	改定
2021年(令和 3年)	4月	1日	改定
2022年(令和 4年)	4月	1日	改定
2023年(令和 5年)	4月	1日	改定
2024年(令和 6年)	4月	1日	改定

## 第一章 総 則

### (目 的)

第 1 条 本校は、医療・福祉・健康・スポーツ・文化教養の分野において、日本国内及びアジア諸国を中心とした諸外国で活躍する、豊かな心を持つ人材を育成することを目的とする。

2 前項を達成するため、本校は、等しく学生の可能性を信じ、信頼のある、プライドの持てる学校作りを目指す。

### (名 称)

第 2 条 本校は、こころ医療福祉専門学校という。

### (位 置)

第 3 条 本校を次の位置に置く。  
長崎県長崎市上銭座町 1 1 番 8 号

### (自己点検・評価)

第 4 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的および社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検および評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第二章 課程、学科及び修業年限、定員

### (課程、学科、修業年限、定員)

第 5 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

区分	課程名	学科／コース名	修業年限	入学定員 (学級数)	総定員 (学級数)
昼間部	医 療 専門課程	理 学 療 法 科	3 年	4 0 名 ( 1 )	1 2 0 名 ( 3 )
	社会福祉 専門課程	介 護 福 祉 科	2 年	4 0 名 ( 1 )	8 0 名 ( 2 )
	医 療 専門課程	柔 道 整 復 科	3 年	3 0 名 ( 1 )	9 0 名 ( 3 )
		鍼 灸 科	3 年	3 0 名 ( 1 )	9 0 名 ( 3 )
	文化教養 専門課程	日 本 語 科	1. 5 年	1 2 0 名 ( 6 )	1 2 0 名 ( 6 )
			1. 8 年		
			2 年		
総 計				2 6 0 名 ( 1 0 )	5 0 0 名 ( 1 7 )

### (在籍年限)

第 6 条 学生は、次に定める期間を超えて在籍することができない。

学 科 名	在籍年限
理 学 療 法 科	6 年
柔 道 整 復 科	6 年
鍼 灸 科	6 年
介 護 福 祉 科	4 年
日 本 語 科	修業年限と同じ

## 第三章 学年、学期及び休業日

### (学 年)

第 7 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

### (学 期)

第 8 条 学年を次の 2 期に分ける。

(1) 前 期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

(2) 後 期 1 0 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで

2 前項の定めにかかわらず必要のある場合、校長は学期の期間を変更することができる。

### (休業日)

第 9 条 本校の休業日を次のとおり定める。

(1) 毎週土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）で定められた日

(3) 開校記念日 1 月 2 3 日

(4) 季節休業（夏季、秋季、冬季及び春季 1 年間を通じて 1 0 週間以内）

2 前項の定めにかかわらず必要のある場合、校長は休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

## 第四章 教育課程、授業時数

### (教育課程、授業時数及び単位数)

第 1 0 条 本校の教育課程、授業時数及び単位数は、別表第 1 のとおりとする。

2 別表第 1 に定める授業時間の 1 単位時間は 4 5 分とする。

3 通常一回の授業は 9 0 分の 2 単位時間で構成することを標準とする。ただし、日本語科においては通常一回の授業は 4 5 分の 1 単位時間で構成することを標準とする。

4 卒業までに履修させる授業単位数及び単位数は、別表第 1 のとおりとする。

### (授業時数の単位数への換算)

第 1 1 条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、予習復習時間も含めて 4 5 時間の学修を必要とする内容の授業科目を 1 単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数に換算するものとする。

(1) 講義及び演習は、1 5 単位時間以上をもって 1 単位とする。そのため年間 6 0 単位時間の授業の履修で 4 単位を与えることを標準とする。

(2) 実技は、3 0 単位時間以上をもって 1 単位とする。そのため年間 6 0 単位時間の実技の履修で 2 単位を与えることを標準とする。

(3) 実習は、4 5 単位時間以上をもって 1 単位とすることを標準とする。

### (成績評価)

第 1 2 条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。

2 授業科目を履修し、成績評価で合格した者には、所定の単位を与える。

3 出席時数が授業時間の 3 分の 2（但し、実技、実習は 5 分の 4）に達しない者は、その該当科目について評価を受けることができない。なお、介護福祉科においては、各科目の出席時間数が社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和 6 2 年 厚生省令第 5 0 号）に定める時間数の 3 分の 2（但し、介護実習は 5 分の 4）に満たない者については、当該科目の履修認定を行わない。

- 4 各授業科目の成績評価は、総合成績(実習を含む)を100点満点とし、60点以上を及第とする。成績評価はA、B、C、Dの4段階に分けて通知する。
- 5 履修規程は別に定める。
- 6 試験規程は別に定める。

**(学外における授業科目の履修)**

- 第13条 他の大学や短期大学及び他の専修学校の専門課程における授業科目の履修やその他教育施設等における学修が、本校の教育上有益であると認められる場合は、本校の授業科目の履修とみなすことができる。
- 2 他の大学や短期大学及び他の専修学校の専門課程等で本校入学前に履修した授業科目において修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む)等については、本校の教育上有益であると認められる場合は、本校の授業科目により修得した単位とみなすことができる。
  - 3 既修得単位の認定に関する規程は別に定める。

**(ダブルスクール選択者の履修、成績評価)**

第14条 本校の二つの学科に同時に在籍する者の履修および成績評価については別に定めるダブルスクールに関する規程が適用される。

**(始業及び終業)**

第15条 本校の始業及び終業は次のとおりとする。

学科名	区分	始業時間	終業時間	曜日
理学療法科	昼間部	9時30分	16時50分	月～金曜日
介護福祉科				
柔道整復科		13時40分	17時45分	
鍼灸科		9時30分	13時35分	
日本語科(午前クラス)			12時40分	
日本語科(午後クラス)			13時40分	

**第五章 教職員組織**

**(教職員組織)**

第16条 本校に次の教職員を置く。

学科名	校長	学科長	専任教員	事務職員	非常勤講師
理学療法科	1名	1名 (兼任)	6名以上	5名以上 (図書担当含む)	適宜必要に応じて 配置する
介護福祉科		1名 (兼任)	3名以上		
柔道整復科		1名 (兼任)	6名以上		
鍼灸科		1名 (兼任)	6名以上		
日本語科		1名 (兼任)	3名以上		

- 2 校長は、本校を統督し、これを代表する。
- 3 校長は、教員を兼ねることができる。
- 4 学科長は、専任教員が兼任する。
- 5 各学科の主要科目は、専任教員が担当する。ただし、非常勤講師又は兼任者がこれを担当することがある。

## 第六章 入学、転入学、休学、復学、転学、退学、再入学、学科・コース変更、除籍

### (入学時期)

第17条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

### (入学資格)

第18条 本校の専門課程に入学できる者は、次の各号の一つに該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (8) その他本校において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

### (入学の出願)

第19条 本校に入学を志望する者は、所定の期日までに、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第38条に定める入学選考料及び必要書類を添えて指定期日までに提出しなければならない。

- 2 本校柔道整復科に出願する者は、鍼灸科への出願も行うことができる。
- 3 本校鍼灸科に出願する者は、柔道整復科への出願も行うことができる。

### (入学者の選考)

第20条 本校への入学を志願する者に対しては、次の方法により選考を行う。

- (1) 一般入学試験
  - (2) 推薦入学試験
  - (3) 社会人選抜試験
  - (4) 総合型選抜入学試験
- 2 前条第2項、第3項に従い二つの学科への入学を同時に志願した者に対して、両学科の選考を一括して行うことができる。
  - 3 入学試験に関し、必要な実施要項は別に定める。

### (入学手続)

第21条 前条の選考により合格した者は、所定の期日までに第39条に定める入学金、及び別に定める書類を提出しなければならない。

- 2 前条の第2項により二つの学科に入学を許可された者の入学金は別に定めるダブルスクールについての規程に従う。
- 3 校長は、前項の手続を完了した者に対し、入学を許可する。

### (転入学)

第22条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度でありかつやむを得ない事情があると認められた場合には、選考の上許可することができる。ただし、日本語科への転入学は認めない。

- 2 前項により転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び時間数の取り扱い並びに在籍すべき年数については、校長が決定する。
- 3 転入学に関する手続は、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条を準用する。
- 4 転入学に関する細則は、既修得単位の認定に関する規程を準用する。

### (休学)

第23条 学生が、病気その他やむを得ない理由で引き続き3ヶ月以上修学ができないときは、保証人連署の上、その理由を記して、休学を願い出ることができる。

- 2 前項による休学の願い出があるときは、校長はこれを許可することができる。
- 3 その年度の納付金に未納がある場合は、休学を願い出することはできない。
- 4 休学期間は、原則として1年を超えることはできない。ただし、特別の事情があるときは、更に休学を願い出ることが出来る。
- 5 休学期間は在籍年数に算入しない。ただし、在籍できる上限の年数には休学期間も含まれる。

### (復学)

第24条 休学中の者が復学を希望するときは、その理由を記して保証人連署の上、願い出なければならない。

- 2 前項による復学の願い出があるときは、校長はこれを許可することができる。

### (転学)

第25条 他の専門学校等に転学を志願する者があるときは、校長はこれを許可することができる。

### (退学)

第26条 本校を退学しようとする者は、その理由を記して保証人連署の上、願い出なければならない。

2 前項による退学の願い出があるときは、校長はこれを許可することができる。

3 その年度の納付金に未納がある場合は、退学を願い出することはできない。

4 退学に関する規程は別に定める。

### (再入学)

第27条 本校を願いにより退学した者が2年以内に再入学を希望するときは、校長は現年次以下の年次に再入学を許可することができる。

2 再入学を許可された者の既修得授業科目及び単位の認定は原則として認める。

3 再入学を許可された者の既修得授業科目で、既に現行の授業科目から除外されている科目の取り扱い、校長がこれを決定する。

4 再入学に関する規程は別に定める。

### (学科・コース変更)

第28条 入学試験合格後の学科変更は認めない。

### (除籍)

第29条 次の各号の一つに該当する者について、校長は除籍することがある。

(1) 第6条に定める在籍年限を超えた者

(2) 授業料その他の納付金を3ヶ月以上滞納した者

(3) 第24条に定める復学の手続をしない者

(4) 死亡の届出のあった者

(5) 行方不明の届出のあった者

(6) 無届で1ヶ月以上授業を欠席した者

(7) その他除籍が必要と認められた者

2 前項第1項第2号に定める除籍者の復籍に関する規程は別に定める。

## 第七章 卒業等

### (課程修了の認定)

第31条 第12条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在籍し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

3 卒業に関する規程は、別に定める。

### (称号の授与)

第32条 前条第1項により専門課程での卒業を認定された者には、専門士の称号を授与する。

学 科 名	称 号
理学療法科	専門士 (医療専門課程)
柔道整復科	専門士 (医療専門課程)
鍼灸科	専門士 (医療専門課程)
介護福祉科	専門士 (社会福祉専門課程)
日本語科 (2年コース)	専門士 (文化教養専門課程)

2 称号の授与に関する規程は、別に定める。

## 第八章 科目等履修生

### (科目等履修生)

第33条 本校において開設する授業科目に対し、本校に在籍する学生等から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修をすることができる。

2 その他科目等履修生に関する事項は別に定める。

#### (聴講生)

第34条 本校において開設する授業科目に対し、本校に在籍する学生等から特定の科目について聴講の希望があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上聴講生として当該科目の聴講を許可することができる。

- 2 聴講生に単位認定は行わない。
- 3 その他聴講生に関する事項は別に定める。

### 第九章 賞罰

#### (褒賞)

第35条 学生の本分を全うし、学力、人物共に優秀で、他の模範となる学生に対して校長は、これを褒賞することがある。

#### (懲戒)

第36条 本校の学則並びに諸規程に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者はその軽重に従って、校長が、これを懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、訓告、戒告、謹慎、停学及び退学とする。

第37条 次の各号の一つに該当する者は退学させる。

- (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業成績が不良で成業の見込みが全くないと認められた者
- (3) 出席が常でない者、又は正当な理由がなくて引き続き1ヶ月以上欠席した者
- (4) 本校の方針に違反し、学生の本分に反する行為があると認められた者

### 第十章 校納金

#### (入学選考料)

第38条 入学志願者は、いずれの学科も選考料として20,000円を納入しなければならない。

#### (入学金)

第39条 入学(転入学)を許可された者は、いずれの学科も入学金を納入しなければならない。

- 2 入学金の額は、別表第2のとおりとする。

#### (その他納付金)

第40条 本校の授業料、施設維持費、授業充実費は、別表第3のとおりとする。

- 2 教本・検定等にかかる費用として、修業年限分の必要経費を預り金として徴収する。預り金の額は、別表第4のとおりとする。
- 3 預り金に関する事項は別に定める。
- 4 別表に定められた金額以外は徴収しない。ただし、研修旅行の費用として、希望者のみ別途研修旅行費を徴収することがある。
- 5 本校の二つの学科に同時に在籍する者の入学金その他の納付金については別に定めるダブルスクールについての規程が適用される。

#### (休学の場合の校納金)

第41条 休学を許可された者、又は休学を命ぜられた者に対しては、休学期間中の納付済みの校納金は復学後の校納金に充当する。

#### (退学、停学の場合の授業料)

第42条 学生が退学を命ぜられた場合においても、その年度の納付金は徴収する。

- 2 学生が退学を許可され、又は退学を命ぜられた場合においても、すでに納入した納付金は、返還しない。
- 3 停学を命ぜられた場合においても、その期間中の納付金は徴収する。

#### (留年生の納付金)

第43条 留年生の納付金については、別に定める規程による。

#### (納付金の返還)

第44条 既に納入した入学選考料及び入学金は、返還しない。

### 第十一章 健康管理

#### (健康診断)

第45条 学校保健安全法第6条の規程に基づき、健康診断を毎年一回、別に定めるところにより実施する。

#### (保健室)

第46条 本校に保健室を設ける。

## 第十二章 附帯教育事業

### (附帯教育事業)

第47条 附帯教育事業として別表第5のとおり別科を設置する。

2 別科の入学料、授業料、教育課程その他必要な事項は、別に定める。

## 第十三章 雑則

### (施行細則)

第48条 本学則に関し必要な施行細則は、別に定める。

#### 附 則 (一)

1 この学則は、平成18年4月1日より施行する。

#### 附 則 (二)

1 この学則は、平成19年4月1日より施行する。

2 この学則を施行する際、現に第2学年時に在籍する学生はなお従前の学則による。

#### 附 則 (三)

1 この学則は、平成20年4月1日より施行する。

2 この学則を施行する際、現に第2学年時に在籍する学生はなお従前の学則による。

#### 附 則 (四)

1 この学則は、平成21年4月1日より施行する。

2 この学則を施行する際、平成21年3月31日現在本校に在籍している学生（以下、この項において「在校生」という。）及び平成21年4月1日以後において在校生の属する年次に編入学、転入学または再入学する学生はなお従前の学則による。

#### 附 則 (五)

1 この学則は、平成22年4月1日より施行する。

2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

#### 附 則 (六)

1 この学則は、平成23年4月1日より施行する。

2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

#### 附 則 (七)

1 この学則は、平成24年4月1日より施行する。

2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

#### 附 則 (八)

1 この学則は、平成25年4月1日より施行する。

2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

#### 附 則 (九)

1 この学則は、平成26年4月1日より施行する。

2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

#### 附 則 (十)

1 この学則は、平成26年7月1日より施行する。

2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

#### 附 則 (十一)

1 この学則は、平成27年4月1日より施行する。

2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

#### 附 則 (十二)

1 この学則は、平成28年4月1日より施行する。

2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。



附 則 (十三)

- 1 この学則は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

附 則 (十四)

- 1 この学則は、平成30年4月1日より施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生は、転籍、除籍を除き、なお従前の学則による。

附 則 (十五)

- 1 この学則は、令和2年4月1日より施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

附 則 (十六)

- 1 この学則は、令和3年4月1日より施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

附 則 (十七)

- 1 この学則は、令和4年4月1日より施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

附 則 (十八)

- 1 この学則は、令和5年4月1日より施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

附 則 (十九)

- 1 この学則は、令和6年4月1日より施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

教育課程及び授業時間等

理学療法科
介護福祉科
柔道整復科
鍼灸科
日本語科

# 理学療法科

分野	教育内容	特記	必修 選択	授 業 科 目	区分	単位 数	科目 時間	1年次		2年次		3年次	
								前	後	前	後	前	後
基礎	科学的思考の基盤 人間と生活情報リテラシー 管理情報と経営情報と人間 情報と社会		必修	コンピュータ演習	演習	2	30	30					
			必修	医学英語	講義	1	30		30				
			必修	統計学・研究法	講義	2	30				30		
			必修	人間発達学	講義	2	30	30					
			必修	トレーニング論Ⅰ	実技	2	30			30			
			必修	トレーニング論Ⅱ	実技	2	30				30		
			必修	障害者スポーツ概論Ⅰ	実技	1	30	30					
			必修	障害者スポーツ概論Ⅱ	実技	1	30		30				
専門 基礎Ⅰ	人体の構造と機能 及び心身の発達		必修	解剖・生理Ⅰ(骨・筋)	講義	2	60	60					
			必修	解剖・生理Ⅰ演習(骨・筋)	演習	1	60	60					
			必修	解剖・生理Ⅱ(神経・感覚器)	講義	2	60	60					
			必修	解剖・生理Ⅱ演習(神経・感覚器)	演習	1	60	60					
			必修	解剖・生理Ⅲ(内臓諸器官)	講義	2	60		60				
			必修	解剖・生理Ⅲ演習(内臓諸器官)	演習	1	60		60				
			必修	運動学Ⅰ	講義	1	30		30				
			必修	運動学Ⅱ	講義	2	30			30			
専門 基礎Ⅱ	疾病と傷害の 成り立ち及び 回復過程の促進		必修	生化学と栄養	講義	1	30		30				
			必修	臨床心理学	講義	1	30						30
			必修	精神医学	講義	1	30						30
			必修	整形外科学	講義	2	30			30			
			必修	神経内科学	講義	2	30			30			
			必修	治療技術(実技)	実技	2	60				60		
			必修	頸損・脊損	講義	1	30			30			
			必修	救急救命医学・画像診断学	演習	2	30				30		
基礎 専門Ⅲ	保健医療福祉と リハビリテーションの理念		必修	リハビリテーション医学概論	講義	2	30	30					
			必修	チーム連携	講義	2	30			30			
専門 Ⅰ	基礎理学療法学		必修	理学療法概論	講義	2	30	30					
			必修	日常生活動作学	講義	2	30		30				
			必修	病態運動学	講義	2	30				30		
Ⅱ 門 専	理学療法管理学		必修	理学療法管理学	講義	2	30			30			
専門 Ⅲ	理学療法評価学		必修	検査・測定法Ⅰ(関節)	実技	1	60		60				
			必修	検査・測定法Ⅱ(筋)	実技	1	60		60				
			必修	検査・測定法Ⅲ(神経)	実技	1	60			60			
			必修	検査・測定法Ⅳ(動作分析)	演習	1	60			60			
			必修	検査測定演習(認定実技試験)	実技	1	30		30				
			必修	理学療法総合演習(認定実技試験)	実技	1	30				30		
			必修	理学療法総合評価学(画像・評価学)	演習	1	30					30	
専門 Ⅳ	理学療法治療学		必修	物理療法学	講義	1	30			30			
			必修	物理療法学演習	演習	1	30			30			
			必修	義肢装具学Ⅰ	講義	1	30			30			
			必修	義肢装具学Ⅱ	講義	1	30				30		
			必修	運動器理学療法学	講義	2	30				30		
			必修	運動器理学療法学演習	演習	1	30					30	
			必修	神経障害理学療法学	講義	1	30				30		
			必修	神経障害理学療法学演習	演習	1	30					30	
			必修	内部障害理学療法学	講義	1	30				30		
			必修	小児理学療法学	講義	1	30			30			
			必修	内部障害理学療法学演習	演習	1	30					30	
			必修	総合理学療法Ⅰ	講義	4	120						120
	必修	総合理学療法Ⅱ	講義	4	120						120		
専門 Ⅴ	地域理学療法学		必修	地域リハビリテーション	講義	1	30	30					
			必修	地域包括ケア	講義	1	30		30				
			必修	地域イノベーション論	演習	1	30			30			
専門 Ⅵ	臨床実習		必修	臨床実習Ⅰ(1週)	実習	1	45	45					
			必修	臨床実習Ⅱ(3週)	実習	3	135		135				
			必修	臨床実習Ⅲ(8週)	実習	8	360			360			
			必修	臨床実習Ⅳ(10週)	実習	10	450				450		

# 介護福祉科

介護福祉科1年(CW23、24A)

			単位	時間	1年次		2年次	
					前期	後期	前期	後期
人間と社会	人間の理解	講義	2	30	30			
	人間関係とコミュニケーション	講義	2	60	30	30		
	社会と制度の理解Ⅰ	講義	2	30		30		
	社会と制度の理解Ⅱ	講義	2	30			30	
	国語表現	講義	2	30	30			
	地域福祉論	講義	2	30			30	
	福祉情報処理	演習	4	60			30	30
介護	介護の基本Ⅰ	講義	4	60	30	30		
	介護の基本Ⅱ	講義	4	60			30	30
	介護の基本Ⅲ	講義	4	60				60
	コミュニケーション技術	講義	4	60	30	30		
	生活支援技術A(実技基礎)	実技	2	60		60		
	生活支援技術B(実技応用)	実技	2	60			60	
	生活支援技術C(被服/住居)	演習	4	60	60			
	生活支援技術D(栄養/調理)	演習	4	60				60
	生活支援技術E(重複障害者の介護)	講義	2	30		30		
	生活支援技術F(内部障害)	講義	2	30			30	
	介護過程Ⅰ	講義	4	60		60		
	介護過程Ⅱ(ケアマネジメント)	講義	2	30			30	
	介護過程Ⅲ(演習)	演習	4	60				60
	介護総合演習Ⅰ	講義	4	60	30	30		
	介護総合演習Ⅱ	講義	4	60			30	30
介護実習(最終実習に夜勤1回含む)	実習	15	456	80	176	200		
のこころとからだ	発達と老化の理解	講義	4	60	30	30		
	認知症の理解	講義	4	60	30	30		
	障害の理解Ⅰ	講義	2	30	30			
	障害の理解Ⅱ	講義	2	30			30	
	こころとからだのしくみⅠ	講義	4	60	30	30		
	こころとからだのしくみⅡ	講義	4	60			30	30
	機能的解剖学	講義	2	30		30		
医療的ケア	医療的ケアⅠ	講義	2	34	34			
	医療的ケアⅡ	講義	2	34			34	
	医療的ケアⅢ 演習	演習	4	60				60
			111	1994	474	596	564	360
選択	整体療法学	実技	2	60			60	
			113	2054	474	596	624	360

# 柔道整復科

スポーツ柔整科・柔道整復科 JT22A JT23A JT24A

分野	教育内容	必修 選択	授 業 科 目	区分	単位 数	科目 時間	1年次		2年次		3年次	
							前	後	前	後	前	後
基礎	科学的思考の 基盤人間と生活	必修	生物学	講義	4	60	30	30				
		必修	栄養学	講義	2	30	15	15				
		必修	医療コミュニケーション	講義	4	60	30	30				
		必修	情報リテラシー	演習	2	30	30					
		必修	医用英語	講義	2	30	15	15				
専門基礎	人体の構造 と機能	必修	解剖学Ⅰ(運動器：骨格系、筋系)	講義	2	60	30	30				
		必修	解剖学Ⅱ	講義	2	60	30	30				
		必修	解剖学Ⅲ	講義	2	60			30	30		
		必修	解剖学Ⅳ	講義	2	60			30	30		
		必修	生理学Ⅰ	講義	2	60	30	30				
		必修	生理学Ⅱ	講義	2	60			30	30		
		必修	解剖生理学Ⅰ	講義	2	30	30					
		必修	解剖生理学Ⅱ	講義	1	15			15			
		必修	運動学	講義	2	60			30	30		
		必修	高齢者の生理学的特徴・変化	講義	1	15			15			
	必修	競技者の生理学的特徴・変化	講義	1	15				15			
	疾病と傷害	必修	一般臨床医学Ⅰ	講義	2	60			30	30		
		必修	一般臨床医学Ⅱ	講義	1	30					30	
		必修	病理学	講義	2	60			30	30		
		必修	外科学概論	講義	2	30				30		
		必修	整形外科概論	講義	2	30				30		
		必修	リハビリテーション医学Ⅰ	講義	2	30			30			
		必修	リハビリテーション医学Ⅱ(高齢者の運動機能維持・回復)	講義	1	15				15		
	柔道整復術の適応	必修	柔道整復術の適応	講義	2	30						30
	保健医療福祉 と 柔道整復の理念	必修	関係法規	講義	2	30						30
		必修	衛生学・公衆衛生学	講義	2	60						30
		必修	職業倫理	講義	1	15						15
		必修	柔道Ⅰ	実技	1	30		30				
		必修	柔道Ⅱ	実技	1	30			30			
		必修	柔道Ⅲ	実技	1	30				30		
	必修	柔道Ⅳ	実技	1	30						30	
	社会保障制度	必修	社会保障制度	講義	1	15			15			
専門	基礎柔道整復学	必修	基礎柔道整復学Ⅰ	講義	2	60	30	30				
		必修	基礎柔道整復学Ⅱ	講義	2	60	30	30				
		必修	基礎柔道整復学Ⅲ	講義	2	60	15	45				
		必修	基礎柔道整復学Ⅳ	講義	2	60	30	30				
		必修	基礎柔道整復学Ⅴ	講義	2	30	15	15				
		必修	基礎柔道整復学Ⅵ(外傷保存療法経過及び治癒の判定)	講義	2	60					30	30
	臨床柔道整復学	必修	臨床柔道整復学Ⅰ	講義	2	60			30	30		
		必修	臨床柔道整復学Ⅱ	講義	1	30			15	15		
		必修	臨床柔道整復学Ⅲ	講義	2	60			30	30		
		必修	臨床柔道整復学Ⅳ(物理療法機器の取扱い)	講義	1	30					15	15
		必修	臨床柔道整復学Ⅴ	講義	2	60					30	30
		必修	臨床柔道整復学Ⅵ(柔道整復術の臨床的判定・医用画像)	講義	2	60					30	30
		必修	臨床柔道整復学Ⅶ	講義	2	60					30	30
		必修	臨床柔道整復学Ⅷ	講義	2	60					30	30
		必修	臨床柔道整復学Ⅸ(機能訓練指導)	講義	1	30					15	15
		必修	臨床柔道整復学Ⅹ	講義	1	30						30
		必修	臨床柔道整復学Ⅺ	講義	1	30						30
	柔道整復実技	必修	柔道整復実技Ⅰ	実技	2	60	30	30				
		必修	柔道整復実技Ⅱ(臨床実習前施術試験等)	実技	1	30	15	15				
		必修	柔道整復実技Ⅲ	実技	2	60	30	30				
		必修	柔道整復実技Ⅳ(高齢者の外傷予防)	実技	1	30						30
必修		柔道整復実技Ⅴ	実技	2	60			30	30			
必修		柔道整復実技Ⅵ(競技者の外傷予防)	実技	1	30				30			
必修		柔道整復実技Ⅶ	実技	1	45			45				
必修		柔道整復実技Ⅷ(機能訓練指導実技)	実技	1	30						30	
必修		柔道整復実技Ⅸ(スポーツコンディショニング実技)	実技	2	60						30	
必修		柔道整復実技Ⅹ	実技	2	60						30	
必修		柔道整復実技Ⅺ	実技	2	60						30	
臨床実習	必修	臨床実習Ⅰ	実習	1	45		45					
	必修	臨床実習Ⅱ	実習	1	45			45				
	必修	臨床実習Ⅲ	実習	1	45				45			
	必修	臨床実習Ⅳ	実習	1	45					45		
合計					107	2775	435	480	480	480	480	420



# 鍼灸科

スポーツ鍼灸科・鍼灸科 SK22A SK23A SK24A

分野	教育内容	必修 選択	授 業 科 目	区分	単位 数	科目 時間	1年次		2年次		3年次	
							前	後	前	後	前	後
基礎	科学的思考の 基盤 人間と生活	必修	スポーツ健康学Ⅰ(保健体育)	講義	4	60	30	30				
		必修	スポーツ健康学Ⅱ(生物学)	講義	4	60	30	30				
		必修	スポーツ健康学Ⅲ(栄養学)	講義	2	30	30					
		必修	スポーツ健康学Ⅳ(コミュニケーション)	講義	2	30		30				
		必修	スポーツ健康学Ⅴ(体力学)	講義	2	30		30				
専門基礎	人体の構造と 機能	必修	解剖学Ⅰ	講義	2	60	30	30				
		必修	解剖学Ⅱ	講義	2	60			30	30		
		必修	生理学Ⅰ	講義	2	60	30	30				
		必修	生理学Ⅱ	講義	2	60			30	30		
		必修	解剖生理学Ⅰ	講義	1	30	15	15				
		必修	解剖生理学Ⅱ	講義	1	30			15	15		
		必修	運動学	講義	2	30				30		
	疾病の成り立ち、 予防及び 回復の促進	必修	臨床医学総論	講義	4	60			30	30		
		必修	臨床医学各論Ⅰ	講義	2	60			30	30		
		必修	臨床医学各論Ⅱ	講義	2	60					30	30
		必修	病理学概論	講義	2	60			30	30		
	保健医療福祉とはり 及びきゅうの理念	必修	リハビリテーション医学	講義	2	30			30			
		必修	衛生学・公衆衛生学	講義	1	30	30					
専門	基礎はりきゅう学	必修	医療概論(職業倫理)	講義	1	15					15	
		必修	関係法規(社会保障制度)	講義	1	15					15	
		必修	基礎はりきゅう学Ⅰ(東洋医学概論Ⅰ)	講義	2	60	30	30				
		必修	基礎はりきゅう学Ⅱ(歴史)	講義	1	30	15	15				
		必修	基礎はりきゅう学Ⅲ(経絡経穴概論)	講義	2	60	30	30				
	臨床はりきゅう学	必修	基礎はりきゅう学Ⅳ	講義	1	30	15	15				
		必修	基礎はりきゅう学Ⅴ(東洋医学概論Ⅱ)	講義	2	60			30	30		
		必修	基礎はりきゅう学Ⅵ	講義	1	30			15	15		
		必修	臨床はりきゅう学Ⅰ(東洋医学臨床論Ⅰ)	講義	2	60			30	30		
		必修	臨床はりきゅう学Ⅱ	講義	1	30			15	15		
		必修	臨床はりきゅう学Ⅲ(東洋医学臨床論Ⅱ)	講義	2	60					30	30
		必修	臨床はりきゅう学Ⅳ	講義	1	30					15	15
		必修	臨床はりきゅう学Ⅴ(東洋医学臨床論Ⅲ)	講義	2	60					30	30
	社会はりきゅう学	必修	臨床はりきゅう学Ⅵ	講義	1	30					15	15
	実習	必修	臨床はりきゅう学Ⅶ(東洋医学臨床論Ⅳ)	講義	2	60					30	30
必修		臨床はりきゅう学Ⅷ(はりきゅう理論)	講義	2	60					30	30	
必修		社会はりきゅう学	講義	2	30						30	
必修		はりきゅう実技Ⅰ	実技	2	60	30	30					
必修		はりきゅう実技Ⅱ	実技	2	60	30	30					
必修		はりきゅう実技Ⅲ(臨床実習前施術実技試験)	実技(集中)	2	60	30	30					
必修		はりきゅう実技Ⅳ	実技	2	60			30	30			
必修		はりきゅう実技Ⅴ	実技	2	60			30	30			
臨床実習	必修	はりきゅう実技Ⅵ	実技	2	60			30	30			
	必修	はりきゅう実技Ⅶ	実技	2	60					30	30	
	必修	はりきゅう実技Ⅷ	実技	2	60					30	30	
	必修	はりきゅう実技Ⅷ	実技	2	60					30	30	
総合領域	必修	はりきゅう臨床実習Ⅰ	実技(集中)	1	45		45					
	必修	はりきゅう臨床実習Ⅱ	実技(集中)	1	45			45				
	必修	はりきゅう臨床実習Ⅲ	実技(集中)	1	45				45			
	必修	はりきゅう臨床実習Ⅳ	実技(集中)	1	45					45		
	必修	総合領域Ⅰ(生体観察)	講義	2	60	30	30					
	必修	総合領域Ⅱ(病態生理学)	講義	2	60			30	30			
	必修	総合領域Ⅲ	講義	2	60					30	30	
	必修	総合領域Ⅳ	講義	1	30					15	15	
	必修	総合領域Ⅴ	講義	2	60					30	30	
必修	総合領域Ⅵ	講義	1	30					30			
必修	総合領域Ⅶ	講義	1	30						30		
必修	総合領域Ⅷ	講義	1	30						30		
必修	総合領域Ⅷ	講義	1	30						30		
必修	総合領域Ⅸ	講義	2	75							75	
合計					99	2655	405	450	450	450	450	450

# 日本語科





## 日本語科 2年コース

授業科目	区分	単位数	科目 時間	1年次		2年次	
				前	後	前	後
日本語初級1	講義	4	80	80			
日本語初級2	講義	4	80	80			
日本語初級3	講義	4	80	80			
日本語初級4	講義	4	80	80			
日本語初中級1	講義	4	80		80		
日本語初中級2	講義	4	80		80		
日本語初中級3	講義	4	80		80		
日本語初中級4	講義	4	80		80		
日本語中級1	講義	4	80			80	
日本語中級2	講義	4	80			80	
日本語中級3	講義	4	80			80	
日本語中級4	講義	4	80			80	
日本語上級1	講義	4	80				80
日本語上級2	講義	4	80				80
日本語上級3	講義	4	80				80
日本語上級4	講義	4	80				80
総合演習A	演習	4	80	80			
総合演習B	演習	4	80		80		
総合演習C	演習	4	80			80	
総合演習D	演習	4	80				80

合計	80	1600	400	400	400	400
----	----	------	-----	-----	-----	-----

※日本語科の講義および演習は、20単位時間をもって1単位とする。

## 入 学 金

こころ医療福祉専門学校の入学金は、次のとおりとする。

学 科	入 学 金 (入学手続き時のみ)
理学療法科	300,000円
介護福祉科	
柔道整復科	
鍼灸科	
日本語科 (1.5年, 1.8年, 2年コース)	100,000円

別表第3

## その他納付金

こころ医療福祉専門学校のその他納付金は、次のとおりとする(単位：円)。

学 科	学 年	授 業 料	施設維持費	授業充実費	
理学療法科	1年次	1,060,000	20,000	20,000	
	2年次	1,060,000	20,000	20,000	
	3年次	1,060,000	20,000	20,000	
	3年間合計		3,300,000		
介護福祉科	1年次	590,000	20,000	20,000	
	2年次	590,000	20,000	20,000	
	2年間合計		1,260,000		
柔道整復科	1年次	1,060,000	20,000	20,000	
	2年次	1,060,000	20,000	20,000	
	3年次	1,060,000	20,000	20,000	
	3年間合計		3,300,000		
鍼灸科	1年次	1,060,000	20,000	20,000	
	2年次	1,060,000	20,000	20,000	
	3年次	1,060,000	20,000	20,000	
	3年間合計		3,300,000		
学科名	学年	授業料	施設維持費	授業充実費	教材費
日本語科 (1.5年)	1年次	300,000	0	0	30,000
	2年次	600,000	0	0	60,000
	1.5年間合計		990,000		
日本語科 (1.8年)	1年次	450,000	0	0	45,000
	2年次	600,000	0	0	60,000
	1.8年間合計		1,155,000		
日本語科 (2年)	1年次	600,000	0	0	60,000
	2年次	600,000	0	0	60,000
	2年間合計		1,320,000		



## 預り金

こころ医療福祉専門学校の預り金は、次のとおりとする。

学 科	預 り 金
理学療法科	200,000円(1年次) 150,000円(2年次) 150,000円(3年次)
介護福祉科	150,000円(1年次) 120,000円(2年次)
柔道整復科	150,000円(1年次) 100,000円(2年次) 50,000円(3年次)
鍼灸科	150,000円(1年次) 100,000円(2年次) 50,000円(3年次)
日本語科 (1.5年, 1.8年, 2年)	なし

預り金は、卒業年次の2月末に決算をし、余剰金は本人宛返金する。

不足金があった場合、不足分を徴収するが、基本的に預り金の範囲内で授業等を実施する。

附帯教育事業

こころ医療福祉専門学校の附帯教育事業は以下のとおりとする。

科名	修業年限	授業時数	定員	備考
公共職業訓練	3月～6月	1月 102時間	20名	本校・佐世保
求職者支援訓練	3月～6月	1月 102時間	15名	本校・佐世保
介護職員初任者研修（通信教育）	4月	130時間	40名	本校・佐世保 島原・五島 壱岐・対馬
介護職員実務者研修（通信教育）	6月	450時間	30名	本校・佐世保 島原・五島 壱岐・対馬

- |      |                                      |                    |
|------|--------------------------------------|--------------------|
| 本校   | こころ医療福祉専門学校                          | 長崎市上銭座町 11 番 8 号   |
| 佐世保  | 佐世保校                                 | 佐世保市浜田町 1-22       |
| * 島原 | 夢未来高等学院 しまばら校                        | 島原市下川尻 1 番地        |
| * 壱岐 | 壱岐校                                  | 壱岐市勝本町布気触 818 番 68 |
| * 五島 | 五島会場（リハビリセンター福江）                     | 五島市吉田町 2390        |
| * 対馬 | 対馬会場（対馬市交流センター）                      | 対馬市厳原町今屋敷 661 番地   |
| * …  | 介護職員初任者研修（通信教育）・介護職員実務者研修（通信教育）の実施会場 |                    |